

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集者 遠賀町庶務課
 印刷所 印刷所
 冷牟田印刷合資会社

町教育委員の選任について

教育長に坂田氏

教育委員に吉永氏再任

去る九月三十日を以て任期満了の、安増茂実氏、吉永定孝氏の両氏の後任教育委員について、十月四日午後二時より臨時町議会が開催され、町長より、坂田亀次郎氏（前県教育庁遠賀出張所長）及び吉永定孝氏（前町教育委員）の選任について同意が求められましたが、町議会も、万場一致でこれを議決し、坂田、吉永両氏が遠賀町教育委員に任命されました。

教育委員の経歴
 吉永 定孝 五十二才
 遠賀町大字庁渡
 仏教大卒
 長岸寺住職
 遠賀町民生委員 四期
 遠賀町教育委員 一期
 坂田 亀次郎 五十九才
 鞍手郡小竹町大字小竹
 小倉師範学校卒
 福岡県学務課教育主事
 公立植木小学校長
 築上地方事務所教育課長
 （県視学官）
 福岡県教育庁築上、田川、嘉穂、遠賀、各出張所長を歴任

議(会)だ(い)り

遠賀町議会第五回臨時会は十月四日招集され、次の四議案が上程されたが、共に原案通り可決されました。

議案第七十三号 教育委員会委員の選任について

(安増茂実、吉永定孝両氏が、九月三十日で任期満了になったので、新たに吉永定孝、坂田亀次郎の両氏の選任につき議会の同意を求めたものです)

議案第七十四号 遠賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

(現在教育長の給料は、一般職職員の給与に関する法律別表第一、行政職俸給表(一)の三等級二号俸相当額となつて

いるのを、三等級五号俸相当額に引上げるものです)

議案第七十五号 島門小学校々舎鉄筋防音工事(二期)請負契約について

(島門小学校、々舎の防音工事は、既に二期工事に着手していますが、地方自治法の示すところにより議会の議決を必要とするものです)

議案第七十六号 産炭地域振興事業団に係る固定資産の課税免除について

(産炭地振興事業団が、虫生津、浅木両地区に工場団地に造成していますが、団の公益的な性格等を考慮して、地方税法に基いて固定資産税(三十九年度分)を減免するものです。(三十九年度の課税免

除額は三、六四〇円)
 請願……浅木小学校講堂(体育館)建設について

(浅木小学校PTA会長他二名から提出されたものです)

請願の主旨は、各種学校行事を行う場合の必要性、体育その他学力の低下に及ぼす影響、並びに島門小学校が防音改革に伴い講堂を建設すると、町内三校中浅木校のみが講堂がなく教育の機会的等の上からも必要である……など。本請願は、民生文教委員会に付託されました)

以上のほか、上別府尾倉地区から提出された「早敷対策恒久施設に対する助成についての嘆願書」を審議、町執行部においても、できる丈の配慮をしたい旨の回答があり閉会しました。

御挨拶

遠賀町教育委員会教育長
 坂田亀次郎

世紀の祭典東京オリンピックの開会も迫り、豊穰の稲穂の波打つよき年、よき月に、不肖私、本町教育委員会教育長に任命を受け、身にあまる光栄と存じています。顧りみますと四十年余りにわたり、現場教育から引続き県教育行政の末端をけがし県教育庁遠賀出張所長を最後に去る四月末日付で一応教育界から身を引いた私でしたが、再び本町教育行政の仕事にたづさわる事の出来たことは、皆様の温情によるものとつくづく感激致しています。

しかしながら地方自治体の教育行政については、全くの素人でありまして、特に本町の諸事情にうといので不安でなりません。今後は驚馬に鞭打ちまして、一生懸命勉強して皆様の御期待に添いたい覚悟でございます。生来議学非才の私ですので、皆様のよりよき御指導御鞭撻をお願い致します。就任の挨拶と致します。

折尾登記所が水巻町に移転しました

遠賀町の土地・家屋の登記は水巻町に新築移転した水巻登記所で取扱っております。

場所は水巻町々民会館前

基本選挙人名簿の縦覧について

(町 選 管)

去る九月十五日を以て申告され、

当町選挙管理委員会事務局で簿調整中でありますが、これが縦覧については左記の通り遠賀町役場に於いて関係者の縦覧に供します。記載もれや、誤記事項のある場合は、この期間中に申し出ら

れますよう、お知らせします。

記

一、縦覧期間

自 昭和 39 年 11 月 5 日
至 同 11 月 19 日
午前 8 時 30 分より午後 5 時
まで

農業改良資金制度について

この制度は農業者が自主的に農業経営の改善を図るために、ある程度は普及しているが、なお技術上の危険があるため一般農業資金による農業者の自主的な施行に委ねるに、いたらないものを対象として技術を導入する場合、および新たに特定部門の経営を行らう等の方法により農業後継者たる農村青少年が、近代的な農業技術又は、経営方式を实地に習得する場合に県が無利子の資金を貸付けることよって農業経営改善と農業生産力の発展に資するものであります。

資材の購入に要する資金

※県が定める額

田又は畑 10 アール当り

大型 五二〇、〇〇〇円
小型 三九、六〇〇円

※償還期間 二年以内

3 乳牛を飼養する者が作付方式を転換して当該乳牛の飼料となる飼料作物を栽培するのに必要な資材購入に要する資金。

※県が定める額

田又は畑 10 アール当り

※償還期間 二、三四四円

4 かんきつ類の優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金。

※県が定める額

かんきつ園 10 アール当り

※償還期間 二、三〇〇円

5 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金

※県が定める額

かんきつ園 10 アール当り

※償還期間 一五、〇〇〇円

6 野菜又は草木の不時栽培を行なう場合に地表に配置した管の細孔から水を漏出させることにより、かん水を

※県が定める額

畑 10 アール当り

※償還期間 二〇〇、〇〇〇円

7 永年牧草地の牧草を更新するために県有トラクタにより起土、砕土及び整地の作業を行なうのに必要な資金。

※県が定める額

牧草地 10 アール当り

※償還期間 一、五〇〇円

2 農家生活改善資金の種類及び償還期間は次のとおりで、農業者等ごとの貸付金の限度は、それぞれ一〇〇分の七〇とする。

農家生活改善資金の種類

1 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものを設置するために必要な資材の購入に要する資金。

※貸付金の限度額

太陽熱利用温水装置

※貸付金の限度額

四五、〇〇〇円

※償還期限 三年以内

(イ) メタンガス発生装置

※貸付金の限度額

四〇、〇〇〇円

※償還期限 三年以内

(ロ) 改良便所

※貸付金の限度額

二〇、〇〇〇円

※償還期限 二年以内

(ハ) 壁ペーチカ

※貸付金の限度額

二〇、〇〇〇円

※償還期限 二年以内

(ニ) 地下食品貯蔵庫

※貸付金の限度額

二〇、〇〇〇円

※償還期限 二年以内

(ヘ) 透明雪囲

※貸付金の限度額

三〇、〇〇〇円

※償還期限 二年以内

(ホ) 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を計るために行なう居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に要する資金。

※貸付金の限度額

五〇、〇〇〇円

(住居の利用方式の改善のための工事のうち、主要な部分を借受人が自ら行なう場合は、一〇〇、〇〇〇円)

3 家事の一部を共同して行なうために必要な施設で次に掲げるものを設置するために要する資金。

共同炊事施設

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

共同洗濯施設

※貸付金の限度額

三五〇、〇〇〇円

共同生活施設

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

3 農業後継者育成資金の種類及び償還期間は次のとおりで、農業者等ごとの貸付金の限度額は次のとおりである。

農業後継者育成資金の種類

1 農業後継者たる農村青少年(二五才迄)が共同して農林大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術を習得するために必要な資金。

※貸付金の限度額

六〇、〇〇〇円

2 農業後継者たる農村青年(二〇―三〇才迄)が一の区分された農業部門の経営を自ら行なう場合に当該経営を開始するに必要な資金

※貸付金の限度額

五〇〇、〇〇〇円

3 農家生活改善資金の種類及び償還期間は次のとおりで、農業者等ごとの貸付金の限度額は次のとおりである。

※貸付金の限度額

三五〇、〇〇〇円

※償還期限は何れも五年以内

(イ) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同生活施設であつて多目的な用途に供されるもの。

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

(ロ) 共同洗濯施設

※貸付金の限度額

三五〇、〇〇〇円

(ハ) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同生活施設であつて多目的な用途に供されるもの。

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

(ニ) 共同炊事施設

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

(ヘ) 共同洗濯施設

※貸付金の限度額

三五〇、〇〇〇円

(ホ) 共同生活施設

※貸付金の限度額

七〇〇、〇〇〇円

なお、この制度に対する、借受資格、及び申請その他詳細については、役場経済課又は農協にお尋ね下さい。

赤ちゃんコンクール町代表決る

去る九月二十一日、遠賀町公民館別館に於いて、乳児検診をかねて、昭和39年度赤ちゃんコンクール予選を実施しましたが、参加者八十名の中から、お母さんたちの日頃の育児に対する努力が報いられて左記の方たちが町代表に選ばれました。

なお、入選された方は、十月八日午後一時から水巻町公民館に於いて開催の県予選に出場することになりました。

- 竹森路博 鬼津 竹森右偉二男
- 河野リカ 島津 河野成重長女
- 仲ゆかり 虫生津 仲 新平長女
- 未熟児入選
- 森本伸秀 広渡 森本昭治長女

に役場事務係で取り替えて下さい。

記

- 提出または持参すべきもの
- 旧標識(取りはずして返還下さい)
- 印鑑
- 新標識交付申請書

申請書は事務係に用意していますが、車体番号、エンジン番号等の記入を要しますので、あらかじめメモして下さい

◎福祉年金の請求も

れはありませんか

一時効で受けられなくなります
福祉年金受給権は、受給事由が発生した日から五年を経過すると時効によって消滅します。したがって昭和三十四年十一月一日国民年金が出来た当時、すでに高令者(満七〇才以上)重度身体障害者母子世帯

軽自動車の申告について

であった人で、現在年金を受給していない人は、この十月三十一日まで、請求手続をしないと時効で受給できなくなります。該当すると思われる人は至急役場社会係にて手続して下さい。

向、請求済の人で所得が多かったり、恩給を受給している等の理由で年金を停止されている場合はその間時効は進行しません。

バイク、耕うん機のナンバーは今すぐ

取り替えて下さい

原動機付自転車(二五〇以下)のバイク)及び小型特殊自動車(農耕作業用等)の標識は「村」から「町」へ切り替えを行っています。取替え済の方は早急

県民手帳をあなたの胸に

希望者は申込み下さい

昭和四十年版の福岡県民手帳が十月下旬に発売されますので、来る年の明るい設計に、ぜひ一冊御利用下さい。

なお、発行部数に制限がありまして、ご希望の方は早目にお申込み下さい。

申込先 各区長宅 10月30日迄

※日記編

- 一九六五年七曜表
- 一九六五年略歴
- 年令、邦曆、西歴早見表
- 各月行事予定表
- 各月扉に郷土芸能写真
- 歳時記
- 各月戦後の歩み
- 日記、メモ

※資料編

「連合国占領軍事故による人身被害者へお知らせ」

防衛施設庁では連合国占領軍の交通事故、爆発事故等の不法行為により死亡または負傷された方々に対し、昭和36年12月20日より、療養給付金、遺族給付金等を支給中ですが、この該当者まだ請求書提出されていない方は請求書の提出期限が昭和39年12月19日までとなっておりますから、至急左記の通りに御提出下さい

また、同局で案内状を差し出したが、住所不明のため返送されたものが、一四五名もありますので、まだ連絡のつかない方は至急現在住所をお知らせ下さい。

なお、詳細については、左記または役場にお問合せ下さい。

- 福岡防衛施設局
- 福岡市大手門二ノ一五
- 電話 福岡(四三六六一)五
- 福岡防衛施設局熊本支局
- 熊本市東町四
- 電話 熊本(二五二〇)二六八二

- 全国からみた福岡県市町村勢一覧
- 中央官公庁及び出先機関県出先機関
- 国会議員、県会議員
- 計量単位換算表
- 内国郵便物等料金表
- 印紙税額一覧
- ダイヤメモ、住所録

※その他増補資料

- 福岡県の概要
- 申告、納付等の期限
- 福岡県の産業観光図
- 福岡県行政機構一覽
- ※休載
- 上質ビニール、定期、名刺人型の表紙
- ◎価格一冊一〇〇円

福岡防衛施設局小倉防衛施設事務所

- 北九州小倉区金田町二ノ九八
- 電話 小倉(六〇〇〇)八
- 二二〇九

福岡防衛施設局佐世保防衛施設事務所

- 佐世保市矢岳町
- 電話 佐世保 五三六三
- 四四一四

福岡防衛施設局別府防衛施設事務所

- 別府市上原区山手中学校前
- 電話 別府 一六七七

家畜共済の共同承継及び新規引受けについて

標記については、牛馬が年度中途に変わった場合は、特徴が変わりますので期間承継をしなければ効力がないわけです。また牛から馬に、馬から牛に変わった場合は新規引受けになりますので掛金を新たに掛けなければなりません。

以上の手続きのない牛馬で事故があった場合は、共済支払の対象になりませんので、牛馬が変更になった時は早急に経済係迄連絡下さい。

今月は、町県民税第三期分を納めましょう

納期限 十月二十五日

歳時記	日
10月(神無月)	
17日 貯蓄の日	2日 白秋祭・柳川
20日 秋土用	3日 文化の日
23日 霜降	7日 立冬
博多稲田神社お宮	上旬 文化財保護週間始まる
24日 国際連合デー	15日 七五三祝 年賀ハガキ売出し
27日 読書週間始まる	17日 八幡製鉄所起業祭 九州各県対抗九州 中旬 一周駅伝。
11月(霜月)	
1日 狩猟解禁	
灯台記念日	

水道需用者のみなさんへ

名儀変更届は速やかに
現在、簡易水道を利用されている需用者の中には、転入、転出等による名儀人の変更届けがなされていないため、依然として従前の使用者の名儀のまま、使用されている向があり、水道料金納付書が他人名儀で発行される等、事務処理または管理上にも支障を生じますので、現在名儀人が変わっている方は勿論、今後転入、転出、または名儀人死亡等で名儀人に異動が生じた場合は、速やかに役場土木課宛、名儀人の変更を届出してください。

赤い羽根

共同募金についてお願い

昭和二十二年以来赤い羽根共同募金運動も今年では十八年目となりました。
本町毎年の目標額も、皆様の深いご理解とあたたかいご協力により完遂いたして参りましたことを厚く御礼申し上げます。
さて今年目標額は拾貳万六千円として皆様のご支援のもとに運動を展開することとなりました。募金の方法といたしましては、区長会と協議した上、奉仕される方が各戸毎にお廻りになりますのでこの趣旨にご賛同協力下さいますようお願いいたします。

昭和三十九年度
国民たすけあい
共同募金運動要綱

共同募金運動要綱

遠賀町自衛隊父兄会の結成準備について

このたび、自衛隊父兄会の結成についての呼びかけがあり、郡内各町とも、その結成準備の動きが見られ、すでに一部では結成されたところもあります。
つきましては、当町としても、自衛隊父兄会の結成につき、左記の設立発起人によりその準備を致して居りますので、現在入隊中の自衛隊員の父兄、または、かつて自衛隊員であった者、及び自衛隊父兄会の趣旨に賛同される方は、入会下さるようお願いいたします。
なお、入会希望者は、役場住民課相談係(丸井)に申込書を準備致して居りますので申込書により入会下さい。

かるとともに、自衛隊員を激励し、自衛隊の任務達成に協力し、もって自衛隊の健全な育成発展に寄与することを目的とする。

(組織)

父兄会は、在住の自衛隊員の留守家族及びこの趣旨に賛同するものをもって組織する。

(事業)

父兄会は、目的を達成するため次の事業を行なう。
一、自衛隊の激励及び慰問に關すること。
二、会員相互の親睦を図るための諸行事。
三、自衛隊員の除隊後の就職おっせん。
四、自衛隊員の募集協力。
五、自衛隊の諸行事に協力。
六、その他、父兄会の目的達成に必要なこと。

(経費)

父兄会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
2 会費は一カ年 円として、毎年度始めに納入するものとする。

(目的)

父兄会は、会員相互の親睦をはかり、寄与しようとするのがこの運動の目的です。
4 赤い羽根はこんなはたらきをしていきます。

④ 奨励福祉事業

助産施設、乳児院、保育所、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、盲ろうあ施設、児童福祉関係団体

③ 生活援護事業

老人ホーム、授産施設、婦人保護施設、生活相談、身体障害者福祉関係団体、生活援護関係団体

② 更生保護事業

更生保護会、更正保護関係団体、医療保護事業、医療施設

① 地域福祉事業

県市区郡町村社会福祉協議会、その他

⑤ その他

その他団体施設

狂犬病予防注射の追加実施について

去る九月六日、七日の両日、昭和39年度第二回狂犬病予防注射を実施しましたが、その際未済の畜犬について左記の通り追加実施します。また登録していないものまたは、注射を受けていない畜犬は必ず済ませて下さい。

記

日時 11月2日 13時~15時
場所 遠賀町役場
料金 一五〇円(注射代)
未登録の畜犬は別に登録代金として二五〇円